

(第二)類 第十六号附属の二

第一回國會
衆議院

財政及び金融委員會商業委員會鈛工業委員會連合審査會議錄第三号

(六三二)

昭和二十二年十月二十八日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

財政及び金融委員

出府委員

理事島田 晋作君 理事中崎 敏君

理事梅林 時雄君 理事塚田十一郎君

理事栗梨新五郎君 理事吉川 久衛君

川合 彰武君 川島 金次君

河井 榮藏君 佐藤剛次郎君

田中織之進君 西村 榮一君

林 大作君 松尾 トシ君

後藤 悦治君 松田 正一君

青木 孝義君 島村 一郎君

周東 英雄君 苦米地英俊君

井出 一太郎君 内藤 友明君

石原 登君

商業委員

理事石神 啓吾君 理事笹口 晃君

理事片岡伊三郎君 理事福永 一臣君

赤松 明勲君 林 大作君

松原喜之次君 岡野 繁藏君

櫻内 義雄君 坪川 信三君

山本 猛夫君 鈴木 仙八君

辻 寛一君 星島 二郎君

前田 郁君 松崎 朝治君

唐木田藤五郎君

礦工業委員

委員長 伊藤卯四郎君

理事大矢 省三君 理事岡田 春夫君

理事生住 貞太郎君 理事澁谷雄太郎君

今澄 勇君 金野 定吉君

松本 七郎君 萬田 五郎君

村尾 隆男君 生越 三郎君

庄 忠人君 西田 隆男君

三好 竹男君 有田 二郎君

淵上房太郎君 前田 正男君

高倉 定助君

出席政府委員

總理府事務官 渡邊喜久造君

經濟安定本部 佐多 忠隆君

財政金融局長

委員外の出席者

財政及び金融委員 圓地與四松君

財政及び金融委員 氏家 武君

財政及び金融委員 谷崎 明君

礦工業委員 谷崎 明君

專門調査員

推薦により、礦工業委員長伊藤卯四郎君が委員長席に著いた。

今日の會議に付した事件

經濟力集中排除法案(内閣提出)(第六八號)

○伊藤委員長

これより財政及び金融委員會、商業委員會、礦工業委員會連合審査會を開きます。

本日委員諸君の御推薦によりまして私が委員長を勤めることと相なりました。よろしくお願いいたします。

それでは經濟力集中排除法案を議題とし、前會に引續き、ただいまより議決會に入ります。

(午前十時四十六分議決會に入る)

(午後零時二十二分議決會を終る)

○伊藤委員長

議決會はこの程度で終ります。

次會は公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後零時二十二分散會

○伊藤委員長

これより議決會を開きます。

本案實施については持株會社整理委員會の笹山委員長より忌憚なき御意見を承ることいたします。笹山忠夫君。

○笹山忠夫君

ただいま御紹介にあずかりました持株會社整理委員會の笹山忠夫であります。よろしくお願いいたします。

今度の經濟力集中排除法案に關する私の個人的な考えを御参考までに申し上げます。この法案は先般來、ずいぶん全國にわたつていろいろ問題にされておりますが、非常に重大な意味のある法律だと思ひますが、率直に申し上げると、これが世間で問題になり始めましたところは、少し過度にこの法律が恐れた傾向がなかつたかという氣がいたしております。私も昨年來財閥解體の仕事に従事いたして、おりました者は、こういつたことが法律になつては思ひませんでした。何等かの方法で實際問題として取上げられていくだらうというところは、實は豫測しておりました。と申しますのは、一昨年の司令部進駐直後、御承知のように占領初期における對日管理政策というものが總司令部から宣言いたされまして、その中に、工業、商業、農業、金融各方面にわたつての大きな企業結合體というものは、これは除去せられなければならないというところがはつきりと言言されておりました。それに基いて日本政府側から、一昨年の十一月四日に、三井本社、三菱本社、住友本社並びに安田保全の四社の解體を自發的にやるということを申出たのに對して、十一月六日の司令部答書には、四社を自發的に解體することはまことによろしい。それは了承する。しかしそれは、大きな企業結合體というものを除去するといふのは、これは最高司令官の意圖するところであるので、そのただ豫備的措置としての了承する。すなわち、四つの本社解體はもちろん結構だが、それだけで財閥解體といふことは終るのではなくて、それは豫備的措置であつて、その線からさらに具體的に歩を進めて、好ましくならざる企業結合、資本の面、人的關係、いろいろな關係においてのそういう結合といふものを除去して、そうして平和的な、民主的な經濟に立ち歸らなければならぬ。そういう措置は次々にとつていくということですが、十一月六日の答書に明示されております。獨占禁止法といつたようなものも、そこに由來して制定せられておるのだと思ひますが、結局それが今日のこの集中排除法といふことに相なつておるのではないかと申すのであります。私も承知しておりましたところでは、今度の集中排除法の中で、最も問題になると思ひますのは、いわゆる企業の再編成、もう一つだけ言へば、分割の問題だと思ひますが、そのことは最初の問題では、企業再編成の方の再編成計画を政府に提出せられる場合に、單に企業再編成の中に盛り込まれておりました。これは、今度の集中排除法に、この再編成の問題は多少足踏みの状態でありました。しかしその間といへど

も、全然この問題の進行がまったく停頓したわけではありません。やはり相當の會社は次々にいろいろ／＼という勸奨を受け、指導を受けておつたように、われ／＼は承知いたしております。また今年の春、これも世間に公表された事實ですが、三井物産と三菱商事と、この兩商事會社が十社以上に分割して再出發をしようという意欲があつて、兩社は一應その方針に向つて進んでおつたわけでありまして、その後事情がまた急轉下しまして、兩社とも解散ということになりました。一應は十社に分割して第二會社を拵えていくという線に向つて進んでおつたわけでありまして、そういつたふうで今年の春以來、再建整備計畫提出の時期がだん／＼迫つてくるのと並行しまして、再編成計畫という問題は具體的に相當進んでおりました。そこへ新しく今度の法案の問題が起つてきたのであります。これは必ずしも新しいこの法案ができなくても、實際上の運用としましては、さういふふうに相當程度いろいろ／＼實行の機運に向いつたものでありますから、企業再建整備法の運用ということでも、相當程度目的は達成せらるるのではないかと／＼も考えられまして、また世間でも問題にされまして、さらに、獨占禁止法の面においても、同様のことが相當程度實行できんではないかといふふうにも考えられまして、しかし企業再建整備法では、特定會社以外には及ぼすことができないわけですし、また内面指導というだけでは、やはり十分強行力がないといつたやうな面で、新しい立法といふものも考えられたのではないかと思ひますし、また獨占禁止法だけでも不十分な點が

あるように思ひます。たとえば關連性のない事業といつたやうなものを分割するといふようなことは、獨占禁止法ではやれない問題だと思ひますが、さういつたものでも、あるいは分割を要するものがあるかも知れません。いろいろの意味で、とにかくあらゆる場合を豫想して網は廣く擴げておき、さうして實行力を十分附加していくといふことからいくと、今度のような法律が必要になつてくるという結果になつたのではないかと思ひますし、またその他財閥體問題につながる一連の政策といふものは、いろいろ／＼大きく、高い政策と關連性があることと想像いたされます。さういつた面からの事情も加味されて、この法案を拵えるといふことになつたのではないかと私は推察いたしております。

それで今度の法案の字句を字句通り解釋いたしまして、この法案の許す限りで與えられた權能を十分に振りまわすといふことになれば、これは非常に強烈なものになると思ひます。一時新聞紙上等にも、全國にわたつてあらゆる會社が個々にこまぎれのうちに寸斷されるのではないかと／＼いふふうでは、せつ／＼復興しかけている日本の經濟にとつて由々しいことである。生産は非常に低下する。日本の經濟は非常に劣弱になるのではないかと／＼いふことが傳へられておりました。これは法文をそのまま見て、さうしてその權能を願望するところなく振りまわすといふことになれば、さういつた懸念も起り得るし、ごもつともだと思ひます。しかし昨年来いろいろ／＼事實世間に行われているところ、その程度等から推察いたしますと、この法案で

ねらわれている對象がどの程度のものであろうか、またその取扱いがどの程度であらうかといふことは、ほぼ推察できるのであります。われ／＼多少その事情を従來側面から見聞きしておつた者といひましては、先ほど申し上げたやうに、あらゆる會社が寸斷される、その結果日本の生産力に非常な障害を來すといつたやうな結果が招來されるというところは考へておりました。從來この財閥體關係で、純然たる持株會社以外に現業部門をもつております會社で、持株會社的な性格のあるところといふのが、やはり持株會社といふことに指定されて、われ／＼仕事の対象になつておりました。たとえば三菱重工業とか、井澤鋼業とか、扶桑金屬工業とかいふ事業會社であります。が、さういつたものの處置の場合に、その生産を阻害しないように、持株會社的な性質を拂拭することは強力にやらなければならぬが、生産そのものを阻害しないように、十分氣をつけてそれをやれといふ指導を絶えず受けてきております。また三井物産、三菱商事會社の場合も、この解散は強行しなければならぬが、そのために商取引、その他金融關係等に悪影響のないやうに、十分注意してやれといふことを言われております。そして物産、商事の場合でも、その點にわれ／＼は最も苦心して處置してまいつたのであります。が、同様の考へ方は今度の法案の中にも當然盛りこまれておると思ひます。もちろんある程度の動きはあるわけです。再編成の途上においては、ある程度の動きはこれは免れないわけですから、その過程において、ある期間若干の生産能力が落ちるといふことは

免れないことだと思ひますが、永久的にそのために生産が非常に落ちるといふことでありまして、それはそのことを十分説明し、立證すれば、それをしなかつた分割するといふことはなしいと思ひます。その邊の説明を十分にするには必要だと思ひますが、説明が十分届けば、なおかつこれをせむとも排除しなければならぬのだといふことはなかつたといふことは考へております。ただこの産業のあり方や、從來のやうな大きい企業結合體といふものがいくつあつて、それが中心の勢力になつておつて、その他のものが特に抑えられて、さういふに延びることができないといふたやうな形をなくして、ほんとうに公正な自由競争を十分にやることのできるやうな素地をつくりたいといふことが大きな目的だと思ひます。またその一面において、この法案の第一條には平和的、民主的で、健全な經濟再建の基礎をつくることと目的とされております。しかしその前に平和的といふことも言われておるわけですから、産業のあり方を非武裝的にする、武裝的な面を排除することは、この法案の實施の上にも現れてくるのだらうと思ひますが、結局平和な、民主的な經濟組織につくり上げることが目的とされておるのでありますから、やたらに、過度にこの法律に現れておる權能を振りまわして、そのために日本の經濟が不健全になることは法案自身が目的としていないところだと思ひますから、そこまでこれが運用されることは萬々ないと思ひ考へております。問題は、結局あらゆる場合に字句通りにとらわれないで、個々の會社の實情を十分検討して、そしてそれぞ

れの實情にできるだけ適應したやうにして、再編成を考へていくことが必要であり、結局この法案の運用といふことが大きな問題になるのだと思ひます。

その運用において、さつきも申し上げましたが、一體この對象になるところはどれくらいあるだらうかといふやうなことを、さういふ程度にそれが分割されるだらうかといふことが一番眼目であり、おそろく皆さん方もこの點をお慮きになられたところだと思ひますが、對象がおよそどれくらいであるかといふことは、まだ具體的のことを申し上げる段階にまで私の方の検討はできておりません。法案が通りましたら、その邊のところについて、次と具體的に準備を進めていきたいと思つておりますが、ただいまのところでは、まだ具體的に數字等を申し上げる段階には立至つておりません。しかしそんなに多くのものではないといふやうに、われ／＼／＼としては想像いたしておられます。それからその分割そのものも、そんなに極端にこま切れにされることにはないと思つております。いろいろされまゝ傳へられておる具體的の二、三の實例もありますが、さういつた問題も、まだ十分固まつておる問題等もございまして、よく實情を検討していけばそんなにむづかしい手術の方法にはならないだらうと考へております。

大體私の感じておりますことは、一應この程度のことを申し上げることにいたしました。何かまた御質問でもございしましたら、私の承知いたしております限り御説明申し上げることにいたします。

○伊藤委員長 たいま笹山さんの御發言について質疑があればお許しいたします。なおその發言の際お名前を御發表願いたいと思つております。さらに安定本部の方から財政金融局長以下係りの政府委員が見えておりますから、御自由に質疑の御發言を願いたいと思ひます。

○赤松委員 たいまの持株會社整理委員會の笹山さんに二、三質問いたしたいと思ひます。本法律が制定せられるとすれば、その法律の運轉の全權を握るところの持株會社整理委員會、これが現在までのいわゆる財閥解體をやられた間における經驗を通してみて、今日の持株會社整理委員會の機構をもつてして、この法律を完全に運轉できるかどうか、すなわちはつきり言へば、この委員會の構成要員はすべて資本家的色彩をもつた方々ばかりであるが、實際運轉上において、本法律によつて起るところの企業再建整備、この間におけるところの労働階層に対する影響も相當のものがあるのじやないかと思つておるが、この持株會社整理委員會そのものに、いわゆるその機構改廢の要があると思はれておるか、それともこのままのようなかつこうでいいと思はれておるか、これが一點であります。これを具體的に言へば、労働階層、労働階層の代表者をも加えることによつて、眞の意味の民主的な持株會社整理委員會というものををつくる必要はないか、これが一點、あと續いて質問いたします。

○笹山委員長 それではたいまのお尋ねに對して御説明いたします。先ほど申し上げたように、この集中排除法案の中に盛り込んでおります一番大きな

點の、企業の再編成という問題ですが、これはすでに財閥解體問題の最初から關係方面では考へておられたことであります。従つて持株會社整理委員會が昨年スタートしましたときから、制限會社についてはその當時からいづれ再編成の問題が起るというもので、それに對する準備を著々いたしておりました。昨年からは管理部門というものを設けまして、私ども當時の考へでは、秋になれば企業再建整備法が實施されるようになるのではないかと、秋になればこ

ういつた再編成の問題が必ず起つてくる。それまでに急いで要員を充實し、これを訓練してその準備をやつていかなければならぬ。こう思つて、昨年の八月から著々準備をいたしておりました。それがちやうど當時豫期しておいたよりは一箇年延びてきたわけですが、先ほど申し上げたように、昨年富士産業の分割の問題が考慮されて以後、各社についていろいろさういつた具體的の折衝も起つておつたのであります。その經過はすべてわれわれの方にもその間に介在して承知しており、また會社とも連絡していろいろ實情についての打合せ等もいたしておつたのであります。また事情もよく調査しておつたわけでありまして、ですから制限會社に關する限りは、昨年以來相當資料も用意いたしております。ただ今度の法案では、先に申し上げたように制限會社以外というようなものも一應含まれることになっております。さういつた面についてはこれから新しく資料の調査等もいたさなければならぬが、しかし結局今度の問題でも、主たる部分は制限會社にあるのではないかと、いふうに想像いたしております。

れについては昨年から用意いたしております。ごく最近の數字は覚えてませんが、九月頃のところ、その管理部門の人員は約八十一名おりました。さらにそれを今度増員いたしますが、その仕事に對して昨年来準備的の訓練をいたしてきたわけでありまして、それから人の點も、たいま資本家的色彩の者が多いのではないかと、さういふお話をございしましたが、もと／＼この財閥解體をやつていく委員會の委員その他についても、一切財閥關係の者はいけなとされております。それで當面の委員會の仕事に一番接觸の多い關係方面でも、持株會社整理委員會の仕事に従事する者には二つの關所がある、その一つは内閣の公職審査委員會であるが、それだけでは濟まないもので、それにパスした者でも、この財閥解體といふようなことによつて不適格ではないかどうかといふことを調べる大きな關所がもう一つあるのです。それを通つた者でなければならぬといふことをいわれております。個々の一人々々の職員まですることは、到底その煩にたえませんが、委員はちろん、部長程度のところまでは、一切財閥關係の者はいかぬとされておるので、われわれ

もそれを避けてきております。日本ではいゆる資本家といへば、從來財閥といつたような色彩のところは大部分を網羅してゐると思ひますが、その細の方からは一人も参加していません。平の職員にもおりません。よほど昔、ある期間をういつたところで若干の仕事をしたとかいふ者はいつております。私自身も今から二十年近く前には、安田關係で四五十年暮したことがありますが、非常に昔、ただ何年かおつたとい

うような者は若干ありますが、財閥で最近まで働いておつた人ではないといふ人は一人もありません。それから有價證券とか、さういつた會議的なものを非常に扱わなければならぬ關係等がありまして、それから今まゝめて人を採用するには、なか／＼さうどこからも得やすくありません。従つて朝鮮銀行、臺灣銀行、滿洲中央銀行といふような職員が比較的多くいつております。しかしそれ以外の滿鐵その他の事業會社方面からも相當いつております。ただわれわれ／＼のところは永久的な機關ではありませんから若い人をほつぽつ養成していかつていくといふ時間があります。なるべく三十から四十ぐらいのほんとうに中堅となつて働ける、すぐ間に合うといつた訓練のできた人を採用する方針でもつばら來たので、さういつた人が非常に多いのであります。さういつた銀行とか、財閥以外の大會社で働いていた者はたくさんあります。しかしみな労働者であります。私ども委員も、殊に常務委員あたりは、いゆる資本家といわれような金持は一人もおりません。財産税を拂う資格のなかつた者ばかりです。われわれ／＼も財閥を解體するのですから、できるだけ資本家的色彩はないようにしたいと思つております。それから労働方面との連絡については、昨年来實は考へております。常任委員はわれわれ／＼の仕事に専念していただかなければならぬので、實際問題としてなかなか簡単に人をもつてきにくい。またない／＼やかましいノストリムがあるりますので、各方面のいろ／＼の知識を得るようになつていふと考へてお

う。それで昨年来ぜひ一人労働方面の御經驗の方、それもただ理論的でなく、實際の體験をもつておられる方をお迎えたいと努力しておつたのでありますが、それがやはり資格審査の關係等で非常にひまどつて、半年以上かつて、今年の六月に大阪在住の金正米吉さんに任命があつたわけでありまして、たいまのところその方面の委員は金正さん一人であります。常務委員會の中にはおりません。しかし大きい事業の整理については、委員總會できめて、それに基いてわれ／＼常任の者が日常の實務をとつておるといふ形でありまして、金正さんを通じて、たいまのところはできるだけ労働方面の事情を伺ひすることにしております。機構の點は從來管理部門といふところ企業を分割し、さういつた問題の準備は十分いたしておりましたから、これをさらに擴充しさらに從來の管理部門でも人を補充しております。それから調査部についても調査第一課といふのが、今年の春から各事業の基礎的調査をやつておるので、それをそのまま今度の仕事に活用することにした方が能率的だと思つて、公營關係の事業とともに兩方やらせております。それから個人關係の方は從來政治部の審査課がやつておりました。これも從來一課であつたのを二課としました。さういふ形でやつてお

まして、職員は昨年来相當訓練されてきておりますが、半年後どうといふ大いことは申しかねますが、何とか大過なくやつていきたいと思ひます。しかし各方面のいろ／＼の御連絡については、今後さらに構想を新たにしたいと、より／＼相談をしております。

○伊藤委員長 ちよつと御相談をして

おきたいと思ふのでありますが、多くの委員各位から質疑が相當あると思ひますので、質疑も答辯もきめて重要な點をひとつ簡単に話を願うようにしたいと思ひます。

○赤松(明)委員 持株會社整理委員会の委員長として、同じ持株整理委員会ではあるが、今日までの財閥整理は、これはボツダム宣言のいわゆる直接支配下にある政令によつて行われてきた。これは官廳側と私どもの意見が少し違ふが、この點について持株會社整理委員会委員長として、今日まで財閥整理、制限會社に対する指導をやつてきた。しかもそのボツダム宣言の要綱中には、開放的な感じすらあつて、しかも日本の政府を認める。いわゆる一般行政機能は認めて、そのうちその管理下にあつても、憲法は御承知のようにいわゆる民主憲法が制定せられた。その民主憲法下に第一回の國會において制定するところの經濟力集中排除法というものは、いわゆる日本國民の要請によつてできるわけなのである。この點については今まで説明を伺つてわかつており、われ／＼も了解しておるものであるが、これとこれとは残しておきたいと思つても、今までは強大な壓力によつてどうにもならなかつた。しかし今後この法律を運営する氣構えは今までと同じ心構えでやられるのである。それともこの法律に準據して、少くとも日本國內の問題である限りは、向うの方々に對しても、これは事情が違ふのであるから、この點でよいのだと言ひけることができるかどうか。すなわち今日までのやり方と違つて、この法律を遵法しようとしてやられるかどうか。その點を伺ひたい。

○笹山忠夫君 お話の通りこの法案は日本の國會が取上げ、自發的にこういう法律が制定せられようとするわけでありまして、これを運用する私どもとしては、國會と緊密な連絡のもとに、これが運用に當つていかなければならぬのだと思つております。こういう意味でいふと、これが實施されれば、何らかの形でこの法案の運用について、十分の御指導なり、管理していただくような、組織ができれば、たいへん結構だと思つております。

○赤松(明)委員 佐多さんに伺ひたいが、第一に經濟安定本部の立場として、これによつて能率の低下をきたさないと思ふかどうか。たとえば本法によつて、巷間傳ふところの三百ばかりの對象を分割したときに、その間に影響をきたさないと言ひけるか。われわれとしては大きな影響があると思ふ。本法制定後一箇年間かかつて指定を終り、その間税の徴収その他に大きな影響がありはしないか。この點の細密な検討を行つて當局は立案したのであるかどうか。たとえば料理屋を禁止すればそれからあがる歳入に大きな影響を生ずるごとく、今日日本の税のパーセンテージは知らないが、いわゆる分割指定を受けるものは、相當大きな税の負擔をもつておる。これが分割されることによつて起る收入面の大きな影響、これを仔細に御検討なさつておるか。これを聞いておきたい。

○佐多政府委員 今の御質問のように經過的には生産力その他について若干の停滯があることは認めなければならぬ。それはこういう非常に大きな、いはば革命的な變革をいたすのであるから、これは簡單にはいきまいと思ひ

ます。しかし繰返し御説明いたしておるように、所期するところは經濟を合理的に再組織するといふことが目的でございますから、そういう線に沿うように組織をやる。従つて長い目から見れば、決して生産力の低下、あるいは事業を細分化して縮小するといふようなことでなしに、それを契機にしてより生産力が上つていくといふことを庶幾しておりますから、運営の方面においてもそういうことをやるべく、あらゆる努力をしなければならぬ。そのためにはさらに指定なり排除なりを、急速に了えてしまふといふことも心掛ければならぬと思ひまして、そういう萬般の措置によつて、經過的な弊害をなるべく早く排除したいといふ所存であります。さらに税の問題であります。なるほど若干の影響があると思ひますが、現實の問題といたしましては、制限會社あるいは特定會社等々は、ほとんど利益をあげておりません。それからあがる税収入はそうたくさんないのでございまして、従つて御心配のようには非常に大きな税収上の狂いがくるということとは考えられないだらうと思ひます。

○赤松(明)委員 いま一つの問題、これは笹山さんに尋ねました。いづれにしても本法は成立しなければならぬといふ運命である。これは笹山さんからもたび／＼承つてゐる。しかし修正論はわれ／＼の問題である。ところで本法案の運用にあつて、公共の利益に適合すること、これを一般に解釋する者は、公共の利益といふことを、ただ生産會社であれば生産會社が、その生産能力の低下することによつて、これに伴つて物が少くなるからイ

ンフレを起らせるといふような、一般社會通念として考えをもつてゐるようであるが、しかしこの公共の利益の中に労働階級の今佐多さんの言つたような、經過的に必ず起るだらうといふのは、おそろく企業合理化といふ名をかりて失業者を出すに違ひないといふ面がすでにわかつてゐる。たとえば、井華鐵業なら井華鐵業は、先ほど笹山さんが言われておつたように、すでに一千何百名といふ者を整理しなければならぬ。別子銅山において一箇月以前にこのことを發表してゐる。これが分割されるとするならば七つとかになるのである。その中で金屬を掘り出してゐるところ、別子銅山においてのみ一千何百名といふ労働者をきらなければ成立していかぬといふことを公表しておる。この労働者を公共の利益の中に含めるか、含めないか。もちろん含めてもらはなければならぬが、これが心構えについて持株整理委員長としてのお考えを承つておきたい。

○笹山忠夫君 お答えいたします。井華鐵業の場合は、分割するといふことがなければならぬ。失業者を出すといふことが起らないで済むかどうか。疑問ではないかと思ひます。この法案が出なくても、そういう問題はいろいろやかましく懸念されてゐる點ではないかと思ふ。この法案自體によつて失業者を増すといふことは、私は考えないでいいのじやないかと思ふ。結局一つの會社が工場々々を單位にしたいくつかの會社になる。職場そのものが減るわけではない。そのまゝの状態であればこの法案によつてただちに失業者を増すといふことにはなり得ないのじやないかと思ひます。あるいはその

後に經營の悪いところには失業者を出すことも起るかもしれぬ、その一面において經營をよりよくすることがさらに從來より人を殖やす必要も起つてきましようし、全面的に見て生産能率をあげるこの法案の目的になつてゐるわけでありまして、究局的に見れば、別に失業者を殖やすことにはならないと思ひます。私もこの法案の運用に當る者は、もちろんできるだけ一人でも多くの人が、やはり職場を得て働くことは望ましいわけでありまして、さらさらそれに反對するやうな、そういう措置はとらないように注意していきたいと思ひます。

○赤松(明)委員 ただいまの笹山委員長の答辭は認識不足だ。井華鐵業なら井華鐵業を考へてみて、分割するといふことが、その會社、事業場にくつかの會社をつくるのだから失業者は出ない。あるいは能率があがるのだといふがそれはいい。たとえば銅の精鍊所を分割するについて、その精鍊所は他の鐵石をもつてきてそこで收益をあげる銅山そのもの、鐵石そのものは公定價格からいつたら成立をさすには、ほとんどだめなんだといふものがたくさんある。いくつかの事業所をもつておつて、どこかで赤字が出ておるけれども、事業内の傾斜生産によつてどこかで収益をあげて一方を補つておるものがたくさんある、この面を考へないで、どれも分割したからそのまゝだ、そして失業者は出ないと思つておるとすれば重大な問題である。これは別に答辭を必要としませんけれども、持株會社整理委員会が、本法案運営の原動力になるとすれば、ただいまの認識は當然あらためていただかなければならぬ。

ればならぬということを要請しておき
ます。

○前田(正)委員 この法案に對してこ
の間から新聞に出ておるのであります
が、除外をする産業があり得るかどう
か聞きたい。除外をするとなればどう
いう基準で除外されるかであるか、
その點について聞いておきたい。

○佐多政府委員 今のお尋ねに對して
政府委員の方から御答へいたします。
この法案の第十七條に「國、地方公共
團體、公團(特別調整法を含む。)及び勞
働組合については、第三條の規定によ
る指定を行わない。この法律の施行は、
運輸統制に關する法令の適用を妨げ
るものではない。」という規定を設けま
して、すなわち國營事業等々と公團
だけは、事業の中で本法の適用對象
から除外されることになつておりま
す。そのほかの産業はすべて建前とし
ては一應この法律の對象になるとい
うふうに考へております。

○前田(正)委員 しまするとこの國
營、公團というような關係からいく
と、國家管理を行つておるところ、あ
るいは國家管理に近い體制のところ
は、これは除外のであるかどうか。

○佐多政府委員 お答えいたします。
十七條に規定してありますような完全
な國營事業だけを除外しておりますの
で、かりに國家管理等々のことがあり
まして、それはこの法律の對象にな
るといふことになりません。

○前田(正)委員 そうしますと、電
力、その他それに近いような鐵道、鐵
鋼事業、こういうものはどうなるか。

○佐多政府委員 先ほど申したよう
に、それらの産業もすべて對象にはな
りませんが、しかし先ほど繰返し御説明

してありますように、公共の利益のた
めに排除いたしますので、もし公共の
利益上、そういうものは排除する必要
がないといふことになれば排除しませ
ん。そこらの運用の問題としては、
さらに慎重に考慮しなければならぬ
問題かと思つております。

○前田(正)委員 次に御尋ねしたいこ
とは、先ほど來御説明の中で、「將來生
産の能率を合理的にあげるために細分
化する」といふような方針でおられるよ
うに聴きましたが、もしその御方針で
ありますならば、私はこれを「一持株會
社整理委員會」の考へといふようなこと
でなしに、國家全體の産業の再編成計
畫、大工業でいくのか、中小工業を基
礎としていくのか、あるいは農工一體
でいくのか、日本は輸出産業でやつ
ていくのか、こういうふうな國家全體
の今後の工業政策に關係があること
であると思ひます。しかも日本の工業の
やり方といふものは總合計畫的なか
つたために、たとへばこれから分割し
ようと思つてゐるのは、ユニット單位
に生産を分離していくといふようなこ
とも考へなければならぬ。あるいは、ある
いはまた農村の餘剩勞力を利用しなけ
ればならぬ。それにはアメリカにおき
ますところのユニット單位の生産とい
ふことが、これからの近代的な生産に
は非常に大きな影響を與えてくるので
はないかと思ひますが、そういう國
家全體の計畫を立てられなければなら
ぬといふものを、一持株會社整理委員
會で決定していくといふことができる
かどうか、お考えを承りたい。

○佐多政府委員 おつしやる通りに、
日本全體の經濟再建、特に産業全體を
どういふふうな今後再建し、再組織し

ていくか、さらには各個別の産業をど
ういふ形態で、どういふ規模において
もつていくかといふような問題は、非
常に重大な問題でありますし、政府と
してもいろいろ検討しなければならぬ
と思ひますし、それと關連して國會
の方でもそういう大きな問題は十分具
體的に御審議願つて、その方針に則つ
ていきたいと思つておるのでございま
すが、さしあたりこの法案が目的とし
ますところの産業の再編成は、恒久的
な問題としてしましては、獨占禁止法が目
途としておりますような獨占的な性格
の諸企業を排除していつて、公正な取
引、自由な競争のもとに産業が生存し
ていくような形をつくりたい。特に
そういう状態をこの集中排除法案で急
速にもたつたような措置をいたした
い。そういう意味で、ここで掲げられ
ておりますように、獨占的な性質の企
業なり、あるいは關連性のない事業分
野で活動している企業なり、あるいは
他の企業を支配している企業等々、
この際排除していくという、その限ら
れた排除、再組織の方法だけは、本法
案の運用によつてやつていきたいとい
ふ心組んでございします。

○前田(正)委員 今のお話ではまこと
に當面の問題を排除されていくという
ようなことで一應のお話はあるようで
ありますが、しかし先ほど來御説明の
ありましたように、この再組織により
まして日本の生産力を合理的に能率的
に上げていきたい、こういうようなお
考えがあるとするならば、それは私と
も國會でももちろん日本のこれから
の産業の再編成問題については考へな
ければならぬ問題であると思ひます。
あるいは政府においても政府の責任にお

いてお考へにならなければならぬこと
もたくさんあるのであります。これ
を一つの法案の示すような委員會だ
けに委ねるというふうな考へ方には、
どうもおかしい點があるじやないかと
思ひます。もう少し廣く意見を聴いて
この再編成問題を考へなければなら
ぬ。殊にこの法案の對象になると思わ
れるところの企業會社は、日本の工業
の基礎をなしているんじゃないかと思
うのであります。それを一整理委員
會などで考へていくことは——日本の
これからの工業問題といふことに對し
ては、もつとみなの總力を合わせて大
いに研究しなければならぬと思ふのであ
ります。この集中排除法案の對象にな
る會社工場に對する、もつとみなの意
見の集まるような方法をお考へ願へな
いかと思ふのであります。そういう
點に對して政府はどういふふうにお考
へになりますか。

○佐多政府委員 特殊會社整理委員會
が當面やりますのは、先ほど御説明
いたしましたように、經濟力の集中を排
除するといふことでございまして、そ
れには獨占的な性質の企業、その他水
平的な結合をしてゐるもの、あるいは
垂直的な結合をしてゐるもの、という
結合の仕方において、あるいはコン
ツェルンというふうなものをつくり、
それが財閥を形成していつて、そうい
う形で日本の經濟をゆがめてゐるとい
う考へ方に立脚して、さしあたりそう
いうものを排除していこう、しかも急
速に排除していこう、その排除した後

除していくことを考へて、その上でそ
ういふ合理的な再組織の問題、さらに
長期計畫との關連において、そのい
う合理的な問題というふうなものは、
もつと廣汎な問題として審議してい
たいといふつもりでおります。

○伊藤委員長 ちよつ御相談申してお
きたいと思ふのですが、政府側には今
後本法審査中に十分質疑ができるこ
とでございしますので、本日は持株會社
整理委員會委員長の笹山さんを中心
してなるべく質疑をしていただきたい
と思ふのです。

○若米地(英)委員 この排除法案はい
ろいろの基準があるようでありま
す。これは企業自體を對象としてお考
へてあります。もしくは企業の内
部における各種の生産品がありま
すが、その各個の生産品といふものを對象
としてお考へになりますか、その點を
一つ伺ひしておきたいと思ひます。

次は、この合理的といふことは、現
在の國內經濟を對象としてのみ合理的
と考へられるものであると考へます。
またこの法案を見ましても、外國の勢
力が日本に及んできて、それが非常な
力をもつておつても、これを排除する
ことができないことは當然でありま
す。そこで合理的といふことは、現在
の實情のみを對象としてお考へになる
のか、將來展開せらるべき世界經濟と
の關連においてお考へになるのである
か、この二つの點を伺つておきたいと
思ひます。

○笹山忠夫君 お答えいたします。第
一の御質問の、企業を對象として考
へるか、個々の生産品を對象にして考
へるかという御質問です。個々の生産品
をこまかく一々對象にしたら、非常に

第一類第十六号附屬の二 財政及び金融委員會商業委員會工業委員會通合審議會議錄 第三号 昭和二十二年十月二十八日

て毎年國會に報告をするとか、ちやうど公正取引委員會と同じような内容を、近き改正されるであらうと令おつじやる特殊會社整理委員會令の中に盛りこむような御意思があらくなるかどうか、この一點をお伺いしたい。

○佐多政府委員 委員の任免につきましては、公正取引委員會の場合とは別に考へておりました、單に内閣總理大臣が任免を行うというに從來なつておりますが、今後ともさういふふうに繼續したいというつもりでおります。それから報告につきましては、内閣總理大臣にいろ／＼な業務報告なり、會計報告なりをしなければならぬことになつておりますので、その報告を通じて、國會の方で十分御審議願いたいというふうに考へております。

○今澄委員 最後に少し笹山さんにお伺いしたいのでありますが、集中排除法による企業再編成とか、あるいは新しく財界人の追放をまつて、重要企業の人事が刷新されるというやうな問題が、當面の經濟界としてはひとしく注目しておる大問題であるということば言ふをまたないところでありませう。ところがさういふ問題がなか／＼早くさまならない、しかも産業經濟の合理的再編成とは言ふけれども、次ぎ／＼とさうしたものが現れるというところは、眞に日本の産業の復興を願ふものにとつては、いささか考へさせられる節もある。そこで私持株會社整理委員會の委員長としては、今回の場合集中排除法をもつて一應自主的にござらな

なつて、日本の經濟を合理化編成するには、この前の獨占禁止並びに企業再建整備、今度の臨時措置として集中排除法が出ましたが、これをもつて絕對

に仕上げができるという考へがござりますか、まだなおこの次にもいろいろやらなければ完璧にはならないというやうな御意見でございますか、そのところをちよつとお伺いしたいと思ひます。

○笹山忠夫君 ただいまの御質問は、私も整理委員會だけの力では負へない大きな範圍にまで及んでおるわけでありませう。その點ちよつとお答へに困るのであります。しかし復讐のための企業會社の經理面の措置は、再建整備法で完了するわけですから、企業面の方の措置は今度の法案で大體完了するのであります。それから一方恒久的な措置としては、すでに獨占禁止法が制定されております。大體この邊でやまが見えてゐるのではないかと気がいたします。これは私の單純な個人的な氣持ではあります。

○今澄委員 今のお話を承りまして非常に安堵いたしましたのでありますが、持株會社整理委員會の委員長としては、少くとも日本の産業經濟の合理的な再編成とは言ひながら、さういつた自信のある態度でもつてこれに臨まれて、なお次ぎ／＼とさういつたやうなことをしなければならぬというやうなことをしないやうに、ひとつ腹をしめてやつていただきたいというのを希望するのと同時に、いまひとつ具體的な問題であります。先ほどの御説明の、化學工業が有機的な關連の上に立つておるので、一つの大きな企業であつても、有機的な關連性を重んじて、それを分割するといふことはしないというお話でございましたが、まことに結構だと思ひます。具體的に申し上げまして、三井化學の大牟田工場であると

か、あるいは三菱化成の黒崎の工場であるとか、朝日化成の延岡の工場であるとかいふものは、まことに一見大工場組織のやうでありますけれども、化學工業の特質の上に立つてこれを眺めると、これは決してこれを分割して成り立ち得る企業でないといふことは、われ／＼素人といへども大體わかるのであります。さういつたやうな工場に對しては、委員長としては、個人的な見解で結構ですが、どういふやうな態度でお臨みになるのですか、併せてお伺いしたいと思ひます。

○笹山忠夫君 ただいま御質問の具體的な工場についての考へは、これはちよつともまだ今日私個人的立場において申し上げる段階に立ち至つていないと思ひます。ただ先ほど申し上げましたやうに、化學工業等は非常にそこに斷ちがたい關連性のあるやうな場合が多々あるわけですから、さういふ點は十分に考慮する。しかしかりに同じ敷地内にあつても、二つにわけられるものの中にはあるかと思ひます。しかしそれはわけることには非常に不合理があらばさういふことはされないと思ひます。同一工場敷地が同じだと、必ずしもそれは絕對にわけないというのではなからうと思ひます。しかしさういつたことは抽象的にはちよつと論ぜられぬ問題でございまして、個々の實情についてよく検討してむづろい措置を講じていきたいと思つております。

○林(大)委員 笹山さんにお尋ねいたしますが、この法律の第一條に明らかなることく、この法律は日本の經濟の平和化といふことと民主化、この二つをねらつております。今日まで新聞紙

上などで委員長の御意見を伺つておりますと、いわゆる民主化のうちの細分化という點に非常に注意を拂つておられるのであります。さうして日本の經濟を一つのスタートラインにそろえて、自由競争をさすといふ形の再編成といふことを中心に考へておられるやうであります。私の見るところでは日本の經濟にとりましては、民主化よりもむしろ平和化の方が必要であらうと思ふのであります。何となればアメリカのごとき大企業に比べて、日本の企業をこれ以上細分化するとかいふ方面の民主化の方は、むしろあまり勉強していただかなくてもいいのであつて、平和化の方、武裝國家として再び起ち得ないやうな方向、すなわち第一條の一番初めに書いてあります平和的な再建といふことに、重心をおいていただかなければならぬと思ふのであります。なおかつ民主化の方にも御承知のごとく二つの行き方があると思ふのであります。一つは將來平和に支障のあるやうな産業を細分化することばよろしゅうございませう。しかしながら日本の國民の幸福のために、また今の苦しい實情から一時でも早く逃れるために、生産を落してはならないと思ふのであります。その意味において細分化するよりも、殊に公共的な事業に關係したものににつきましては、いわゆる社會化すると申しますか、第十七條で排除されるやうな方向にもつていくことが、私はほんとうであらうと思ふのであります。その意味においてあくまで私は民主化にも方法が二つあり、そのうちの最も悪い、つまらない方向に力を注いでいかれないで、できることなら民主化のうちでもいわゆる社會

化していく、公共事業の一つの經濟體としてそのまま残していくやうな線をひとつねらつていただきたいといふこと、なせその上へ今申し上げる民主化よりも平和化の方に力を注いで、そこでなるべく問題を小範圍に食い止めていただきたいといふことを私は考へるのであります。それらに關する忌憚ない御意見を承りたいと思ふのであります。

○笹山忠夫君 お答へいたします。先ほども申し上げましたやうに、いたずらに細分化するといふことではないと思ふのであります。ある一つの事業の中、ある規模以上大き過ぎるもの、それを普通の規模のものに標準化するといふことだと思ひます。企業のある方がさういふ形になる方が、一つの事業の中でも大きい企業結合體がある状態よりも、日本の經濟のあり方が平和的になる、簡単に競争に突入するといふたやうなことがなくなるのではないかと、この法案に織りこまれておる精神だと考へております。それから自由競争といふたやうなものが公正に取行われることが、大衆の利益を増進することになるのではないかと、さういつた状態をねらつておるのだと考へられます。

それから社會化の問題であります。別にこの法案は社會化といふた問題を排除してゐるわけでも何でもないと思ひます。それはそれとして別個に、並行的に考へられていふ問題ではないかと思ひます。ただここで取上げられておるのは、さういふ大きい企業結合體がある、ごく一部の限られた少数者によつて獨占せられ、大衆の利益に合致しない、さういふ状態を崩そ

うたふ、さういふ状態を崩そ

う。そして民主化を促進せようというところにあると思います。別にそれによつて社会化を排除するのだといったようなことではないと考えております。

○林(六)委員 今の御説明によりまして、大きい企業は平和的なものでないという印象を受けるのであります。したが、これは判断の基準でございまして、民主化する、すなわち細分化するといふような考え方と、武装國家に再びならないといふ平和化の方面とは、判断の基準がまったく違ふと思つてあります。あなたは大きければ、戦争に關係があるようにお考えになるというふうな點がわかれまゝするが、私はいくら大きくても、平和的に買収し得るものはいないのであるといふふうに考えたいのであります。どうかひとつそのいふふうにお考え願ひたいといふことと、それからもう一つは今の社会化の問題であります。平和的な再建をするといふ意味の中には、社会化の問題も、あなたの將來擔當していただくお仕事の中に十分にはいつておる問題である。そして十分に織りこんで考えていただくなければ、まず解體すればいいのだといふのでなくしてしまつてから、これは社会化の方がいいのだと、また集めるようなことがないように、ひとつ十分あなたの將來のお仕事の一部分として、その邊を明確な觀念をもつて進んでいただきたい、こういうことを希望するのであります。

○中嶋委員 一點だけ伺ひたいします。獨占的な性質をもつておるといふのか、あるいは業界に支配力をもつておるといふような企業が、本法案によつて排除されるという建前になるようにですが、かりにそうしたものを再編して、小さいものにしていく。その場合において公正自由な取引といふことが建前になりますから、その結果また再び大きなものが出てくるということは自然考えられるわけですが、こゝういふふうなものに對しては、本法とどういふふうな關係があるのか、將來をどういふもののはなりほうだいになつてもいいのかどうかといふことについて伺ひたいします。

○笹山忠夫君 回答いたします。この法案自体ではそこまで考えておりませんが、獨占禁止法の方では公正な競争は許されておるわけですが、ただそれがふたたびまた公共の利益に反するほど大きな力になつて、獨占的な支配力をもつようなことになつては、その場合はいけないといふので、あの事業能力の較差といふことがありますが、獨占禁止法の方で、あの事業能力の較差といふことに觸れない限りにおいては、そこで取上げられるようにならぬ限りにおいては、今度は公正なる競争のもとに大きなことは許されるであらう、こゝろを考えております。

○伊藤委員長 ほかにも……
○櫻内委員 すでに質問があつたかとも思うのでありますが、私通れてまいりましたので、ちよつと重要なことなのでお尋ねしたいのであります。今こゝに手もとに再編成の基準要旨といふものが、渡されておるのであります。この基準要旨といふものを一瞥しただけで、いろいろと疑問があるものであります。しかしながら今日はその一々についてお尋ねする餘裕もないと思ひますので、この特殊會社整理委員

員會におきましては、こゝに渡された基準要旨のような考え方をされるのであるかどうか、またこの基準要旨といふものは、經濟安定本部の書きおろしになるように思われますが、これについては委員長はよく御承知であつたのかどうか。この點をお尋ねしたい。

○笹山忠夫君 回答いたします。この基準要旨は私も承知しております。こゝろとつた程度のものであります。何しろあらゆる産業を相手にして基準といふものをこしらへるわけでありますから、非常に抽象的な點が多くなるのであります。また中には具體的なことをいつておる點については、それを極端にこの通りやると、先般からたび／＼御質問もあつたように、非常に細分化されるというやうなことになるのじやないかという懸念が起りますと思ひます。しかしこれは要するにありとあらゆる産業を對象とした場合の、一つの原則的な大きいよりどころといふのにすぎないのであります。實際の運用の場合は個々の實情を十分勘案して、大體こゝろを頭において考えていくわけでありまして、その運用は十分弾力性をもたせてやり、これに固執しないといふ考え方でおります。そういう點をひとつお含みおきて、ごらんを願つたらよろしいのではないかと思います。

○櫻内委員 委員長の今のお答えによりまして、この基準要旨が少くとも相當整理委員會の御意向も反映しておるやうに受取れるのであります。そこで私はもう少しこれを詳細に検討いたしますが、私が今一瞥した間におきましては、これはたいへん重要な點があるといふことを考えておりますので、笹山委員長に對する質問を私は保留しておきたいと思ひます。

○伊藤委員長 櫻内さん、笹山さんはきよう懇談會の方に特に御出席願ひしましたので、あとお呼びできるかどうかはわかりませんが……
○中嶋委員 必要である場合は出てもらつてもいいわけでしょう。
○伊藤委員長 そのこともできますけれども、できればよくなるべく笹山さんに関する限りは質疑をしておいていただく結構だと思ひます。

○櫻内委員 委員長の今のお言葉であります。この内容は相當具體的なことが盛り込まれておりますし、各委員會の委員のお方も、おそらくこれを詳細に検討する場合においては、その考え方については大いに検討しなければならぬ面があるといふふうには、私は今一瞥した間に思つたのであります。そこで質問を保留したい。こゝろを考慮しては、私ども感心できない點を二、三認めておる。しかし單にこゝで拜見してすぐそれについて反駁するといふやうな輕率な態度をとりたくないのでも、質問を保留したい。こゝろ申し上げておるのであります。今後におきまして委員會の必要によつては、笹山委員長の御出席を私は求めたい、こゝろを思ひます。

○伊藤委員長 承知しました。それではいづれ理事の各位と御相談いたしまして、必要に応じてまた笹山委員長に御出席していただくことにいたします。きようはこの程度でいかがでしょう。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それではこの際委員長といたしまして、笹山さんに一會御挨拶を申し上げます。本日は御多用のところを御出席いただきまして、貴重な御意見を御發表くださいまして、本法案審査の上に多大の參考になつたことを厚く感謝をいたします。それではこれにて懇談會を閉じます。

懇談會において意見を述べた者
笹山忠夫君(持株會社整理委員會委員長)